

東村山市自治基本条例策定市民会議

中間報告

平成24年10月

はじめに

私たち市民会議は、(仮称) 東村山市自治基本条例 (以下「自治基本条例」といいます。) の策定に向けて、条例骨子 (盛り込むべき項目とその内容) の作成に取り組んでいます。

市が住民基本台帳をもとに無作為抽出した市民 5,000 人に案内を送ったところ、176 人から参加を希望する旨の回答がありました。その後、抽選で最終的に 120 人がメンバーとなりました。

市民会議は、平成 23 年 10 月より月 1 回 (1 回につき 2 時間) 開催し、この『中間報告』をまとめるまでに 12 回開催しました。『中間報告』に対して広く市民の皆さんより意見をいただき、さらに検討を重ねて、平成 25 年 3 月に条例骨子を完成させたいと考えています。

ぜひともご意見をお寄せいただきますよう、お願いいたします。

平成 24 年 10 月
東村山市自治基本条例策定市民会議 メンバー一同

[目次]

1. 自治基本条例とは	・・・ 1
2. 『中間報告』について	・・・ 2
3. 東村山市の自治 (まちづくり) で大事にすること	・・・ 3
4. 東村山市の自治 (まちづくり) を担う「各主体の役割」	・・・ 4
5. 東村山市の自治 (まちづくり) が機能するための「しくみ」	・・・ 7
6. 今後検討すべきこと	・・・ 12

1. 自治基本条例とは

■「自治」とは

私たちの住む日本では、国の基本ルールである憲法で「地方自治」が定められています。個々の地域のまちづくりは、全国均一に行うのではなく、地域の実情や住民のニーズに合わせて行うこと（＝自治）が示されているわけです。

地方自治には、国から自立して行う意味（団体自治）と住民の意思に基づいて行う意味（住民自治）があります。国から自立して地域住民により運営され、まちづくりに取り組む団体が、東村山市のような「地方自治体」です。

東村山市には市役所があり、様々な行政サービスを提供しています。多くの市民に共通して必要なため、税金を出し合って生み出すのが、行政サービスです。また、どんな行政サービスを行うかを定めるため、市長や市議会議員を選挙しています。東村山市民は、このような形で東村山市の自治を行っています。

■自治（まちづくり）を取り巻く環境の変化

地方自治体の運営のルールは、「地方自治法」という国の法律で定められています。その地方自治法が平成 12（2000）年に改正されて以降、地方自治体により主体的にまちづくりを担う、地方分権・地域主権が進められてきました。

また、少子高齢化と人口減少が急速に進むなか、税収減や福祉関連の支出の増加など、地域のまちづくりを取り巻く環境も厳しさを増しています。一方で、行政サービス（公助）とは別に、自治会、NPO、企業などによる市民活動を通じて自主的に生み出すサービス（共助）が目立ってきています。

こうした環境の変化に対応するために、地方自治体が自ら基本ルールとして制定することが増えているのが「自治基本条例（まちづくり基本条例）」です。全国 1,800 近くある都道府県・市区町村のうち 250 超で制定済みです。

■「基本」「条例」とは

自治基本条例は、住民の代表である議会の議決を経て制定する「条例」のひとつですが、地方自治体の「基本」ルールとなる条例です。一般の団体が会則や規約（法人の場合は定款）に基づき、年間計画や予算を立てて活動するように、自治基本条例ができると、地方自治体は、他の条例や各種の計画をつくる際も含め、自治基本条例に基づいてまちづくりに取り組むこととなります。

例えば、まちづくりに取り組む主体（住民、議会、首長、自治会、NPO、企業など）の役割、まちづくりのしくみ（情報の共有、参加・協働、行財政運営、住民投票など）、国・都道府県・他自治体との関係などを明らかにすることで、住民、行政、地域が力を合わせてまちづくりに取り組むことを促進します。

2. 『中間報告』について

平成 23 年 10 月に始まった市民会議は、無作為抽出により様々な市民が参加している場であることから、第 1～6 回を検討の前提となる知識を得るための「学習期間」としました。

ついで、平成 24 年度に入ってから第 7 回以降を「検討期間」とし、特に第 9～11 回では、市民会議の目的（ゴール）である自治基本条例の骨子作成に向けて、内容の意見出しをしました。

その意見出しをした内容を中心に整理し、市民会議の検討における中間的なまとめとしたのが、この『中間報告』です。

市は、『中間報告』をもとに、市民、市内団体からの意見聴取を行います。また、条例骨子に「肉付け」する形で条文化を行う自治基本条例市民参画推進審議会にも報告し、フィードバックを得ます。

それらの市民意見や審議会からのフィードバックを得て、さらに検討を重ね、平成 25 年 3 月に条例骨子を完成させるスケジュールで進めています。

市民会議の経過

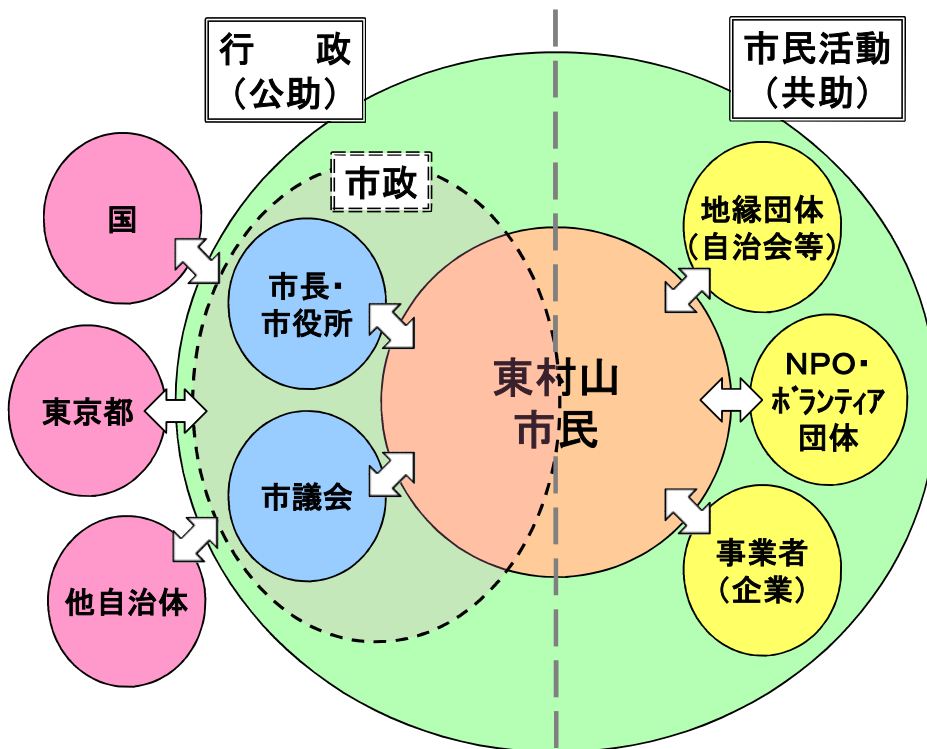
開催日	回	タイトル
23/10/30 (日)	第 1 回	いよいよスタート わがまちの『自治のかたち』を描く
11/19 (土)	第 2 回	クイズ形式で他自治体の自治基本条例を読む
12/11 (日)	第 3 回	わがまちの歴史・文化、自然、産業を知る
24/ 1/15 (日)	第 4 回	市役所、市議会など市政のしくみを知る
2/ 4 (土)	第 5 回	地縁団体、NPO、事業者など市民活動を知る
3/18 (日)	第 6 回	学習の成果を活かし、再び『自治のかたち』を描く
4/22 (日)	第 7 回	検討期間に移行 『なぜ自治基本条例をつくるのか』を再確認する
5/27 (日)	第 8 回	条例骨子のイメージをつかむ 『東村山市がもし小さな団体だったら』
6/17 (日)	第 9 回	条例骨子の意見出し 自治（まちづくり）の『主体』について
7/22 (日)	第 10 回	条例骨子の意見出し 自治（まちづくり）の『しくみ』について
8/19 (日)	第 11 回	条例骨子の意見出し 自治（まちづくり）の『総則』について
9/23 (日)	第 12 回	条例骨子に向けて 市民会議の『中間報告』をまとめる

3. 東村山市の自治（まちづくり）で大事にすること

これからの東村山市には、「市民が中心」の自治（まちづくり）が必要であると考えます。

自治（まちづくり）の基本的なルールである自治基本条例では、以下のような考え方を柱とします。

- ① 東村山市は、自立した地方自治体として、国、東京都、他の地方自治体と協力しながら、人、自然、歴史・文化、産業などを大切にし、市民が安全・安心で健康に活力をもって暮らせるまちをめざします。
- ② 市長・市役所、市議会は、市の限りある財源や人員を大切に使うため、早い段階から市民との情報共有を図り、市民が市政に参加する機会を提供しながら、市政を行います。
- ③ 市民は、有権者・納税者としての自覚をもち、市政（公助）に積極的に参加するとともに、自治会、NPO、企業などによる市民活動（共助）を通して、自主的に市民同士で助け合います。



※ 『中間報告』に出てくる自治（まちづくり）の主体を図にしました。

4. 東村山市の自治（まちづくり）を担う「各主体の役割」

東村山市の自治（まちづくり）は、市政（公助）と市民活動（共助）の両輪で成り立っているといたうえで、それぞれを担う主体に期待する役割を、以下のように考えます。

4－A. 市政（公助）を担う各主体の役割

市長・市役所に期待する役割

- 市民の代表としてリーダーシップを発揮し、方向性を示す
- 様々な市民の意見を聴き、市民感覚をもって市政を行う
- 財源の確保に努め、優先順位を考えて事業を行う

市議会に期待する役割

- 市民の意見を聴き、市民ニーズを市政に反映する
- 市長・市役所を独走させない
- 政党や特定の市民にとらわれず、公平な立場で市民意見を集約する

市長・市役所、市議会に共通して期待する役割

- 公務員の自覚をもって、市民のために働く
- 物事の起きている現場に立って仕事をする
- 市民にわかりやすく情報を提供する
- 無駄の削減に努め、効率的な市政運営を行う

市政（公助）における市民の役割

- 選挙の際に投票する
- 納税する
- 市報や市議会だよりを読む、市議会を傍聴するなど、市政に関心をもつ
- 市長・市役所や市議会に意見をいう・提言する
- 市長・市役所や市議会を監視・監査し、結果まで見る

4－B. 市民活動（共助）を担う各主体の役割

地縁団体（自治会等）に期待する役割

- 地域住民の交流を通して、地域の連帯感の醸成や親睦を図る
- 防犯、防災、見守り、災害時の助け合いなど地域の安全・安心を守る

- 市に対して地域の意見を伝えたり、活動の調整を行ったりする

NPO・ボランティア団体に期待する役割

- 行政にない自由で柔軟な発想で、市民生活や地域の課題に取り組む
- 市民がボランティアとして参加する機会を提供する
- もっと活動が知られるように情報発信をする
- 団体同士がつながってもっと力をつける

事業者（企業）に期待する役割

- 雇用や納税により地域に貢献する
- 事業で得た利益を地域に還元する
- 環境に配慮して事業を行う
- 地域の人たちと協力して活動する

地縁団体、NPO・ボランティア団体、事業者に共通して期待する役割

- 市民の暮らしに役立つ活動を行う
- 行政にできないこと、税金を使ってまで行う必要のないことを行う
- 地域の課題を市民や市政に知らせる

市民活動（共助）における市民の役割

- 自治会やボランティア活動に積極的に参加する
- 市民活動の情報を知る努力をする
- 近隣と仲良くし、住みよい環境づくりに努める
- まちをきれいにし、自然を守る
- 地産地消、地域での買い物を心がける
- 地域活性化に取り組む

また、東村山市と国、東京都、他の地方自治体との望ましい関係を、以下のように考えます。

4－C. 国、東京都、他自治体との関係

国、東京都との望ましい関係

- 行政における役割分担が明確になされている
- 市からの意見を伝えることができ、一方的でなく対等である
- 財源面で適切な配分が行われる

- 災害時などに協力して対応できる

他自治体との望ましい関係

- 情報交換を行い、すぐれた点を互いに学ぶ
- 共通課題や災害時などにおいて連携する

国、東京都、他自治体との望ましい関係で共通すること

- 対等な立場で情報を共有し連携する一方、共通点では無駄を省く

5. 東村山市の自治（まちづくり）が機能するための「しくみ」

東村山市の自治（まちづくり）を担う各主体が役割を果たすために整備すべきしくみを、以下のように考えます。

※ 「例」は、意見出しされたものを列挙したもので、基本的なルールである自治基本条例に、どこまで具体的に盛り込むかについては検討が必要です。

5-A. 市長・市役所、市議会が役割を果たすためのしくみ 市民が市政に参加しやすくなるしくみ

● 市役所が市民にとって使いやすいものになるためのしくみ

- 例) ・ 市役所を休日も営業する
- ・ 市民からの届出がスムーズに行えるようにする
 - ・ 市民満足度の調査をする
 - ・ 市役所での相談が一か所で済むようにする
 - ・ 何でも対応できる窓口を設ける
 - ・ 高齢で投票所に行けない人を助ける工夫をする

● 市政の情報をわかりやすく知ることができるしくみ

- 例) ・ 市民にわかりやすく市政の情報を提供する
- ・ わかりやすい言葉で情報提供する
 - ・ 市民が参加して市報を作成する
 - ・ 学校の授業で市政や参加の仕方について教える
 - ・ 市民が市政について学ぶ場を設ける
 - ・ 市ホームページで定期的な記者会見等を見られるようにする
 - ・ 市ホームページで条例などを検索しやすくする
 - ・ 会議等の資料は話し合った内容がわかる程度まで情報提供する
 - ・ 市民意見が他の市民にも見えるようにする
 - ・ 市民意見を集約せずに公表する
 - ・ 市政に関する資料を入手しやすくする
 - ・ 市の財政状況を公表する
 - ・ 市の事業計画を公表する
 - ・ 財政の将来予測とそれに対する現状の取り組みを示す
 - ・ 客観性のある情報を市民にわかりやすく提供する
 - ・ 個人情報 は災害や福祉などの必要な場合に限り提供する

● 市政についての意見・要望を伝えやすくするしくみ

- 例) ・ 目安箱・意見箱を設置する
- ・ 意見ハガキをつくる
 - ・ 市役所のロビーで市民意見を受け付ける
 - ・ 駅などに意見ポストを設ける
 - ・ 市の窓口でやさしくフォローアップする
 - ・ インターネット等を活用する
 - ・ インターネットを使用しない人にも配慮する
 - ・ 市長への手紙・メールには市長名で回答する
 - ・ 市民の意見を「苦情」としない

● 多様な方法を使って、ふつうの市民、若い世代も含めた意見を集めて、判断するしくみ

- 例) ・ タウンミーティングの回数を増やす
- ・ タウンミーティングを地域ごとにテーマを決めて行う
 - ・ タウンミーティングの結果を市報などで公表する
 - ・ タウンミーティングを土日だけでなく平日に開催する
 - ・ 市長・市役所、市議会、市民が定期的に交流する
 - ・ 小さな規模の会議を行う
 - ・ 公聴会を定期的に行う
 - ・ 無作為抽出による市民会議を行う
 - ・ 市民の意見を集約する機関をつくる
 - ・ 小中学生の意見を聴く場を設ける
 - ・ 年齢・性別・障がいなどによらず参加できるようにする
 - ・ 市民に限らず意見を出せる
 - ・ 参加しやすい時間帯に配慮する
 - ・ 市ホームページを使って市民意見をとりまとめる
 - ・ アンケート方式だけでなく巡回録音方式をとる
 - ・ 市民からの要望の多いことについて市民会議を行う
 - ・ 一定金額以上の事業については市民意見を聴く場を設ける
 - ・ 市政の課題を示し市民から提案を募集する
 - ・ 市民へのフィードバックが早くできる組織にする

● 市議会が市民にとって身近になるためのしくみ

- 例) ・ 市民の意見をとりまとめ、市民生活に役立つ方策を審議する
- ・ 市議会議員同士の議論を活発にする

- ・ 少数意見も十分に検討する
- ・ 市役所ロビーで市議会の中継を行う
- ・ インターネットで市議会の中継を行う
- ・ 市議会を傍聴しやすいように土日に開催する
- ・ 市議会への手紙・メールを設ける
- ・ 市議会版のタウンミーティングを行う
- ・ タウンミーティングに市議会議員も参加する
- ・ 地域ごとでのミニ議会を行う
- ・ 市議会議員と市民が交流する場を設ける
- ・ 市議会の議事録の閲覧を容易にする
- ・ ホームページで議事の進行度をタイムリーに発信する
- ・ 各議案への各市議会議員の判断を公表する
- ・ ブログ、ツイッター、街頭報告、ペーパーなどで市議会議員個人の考えを発信する努力をする
- ・ 市議会の報告会を行う

● 自治会を活用した意見集約のしくみ

- 例) ・ 自治会を強化して市民の意見を吸い上げる
- ・ 自治会単位で地域の意見をまとめて提出する
 - ・ 自治会の会合に市職員が参加して要望を聴く
 - ・ 自治会同士が集まる会合を開く

● 市の事業を評価するしくみ

- 例) ・ 市の事業の進捗状況を公表したり、報告する場を設けたりする
- ・ 市民が市の施策や事業を評価する
 - ・ 市長・市役所、市議会による自己評価について市民が評価する
 - ・ 5段階評価の定期的評価表を作成する

5-B. 地縁団体、NPO等、事業者が役割を果たすためのしくみ 市民が市民活動に参加しやすくなるためのしくみ

● 地縁団体、NPO等、事業者による市民活動を知ることができるしくみ

- 例) ・ 市報や市ホームページで市内の市民活動を紹介する
- ・ 市内の市民活動の情報がわかる冊子を作成、配布する
 - ・ 市ホームページでNPO・ボランティア団体の一覧等を公表する
 - ・ 参加資格がわかるようにする
 - ・ 事業者による市民活動を紹介する
 - ・ スーパーや商店街など身近なところで情報提供できる支援をする
 - ・ NPO、事業者等と市民のつながりを紹介する資料を作成、配布する
 - ・ 市民活動の内容を理解できる説明書を作成する
 - ・ 市民活動の計画、結果を公表する
 - ・ 回覧板の機能を見直す
 - ・ 回覧板の電子化を支援する
 - ・ 学校の授業で市民活動を体験する

● 市民活動に取り組む動機・きっかけをもてるしくみ

- 例) ・ 仮想通貨、ボランティアポイントを導入する
- ・ すぐれた市民活動を表彰する
 - ・ 地域でのリーダーを育成する取り組みを行う
 - ・ 市民活動への参加を促進するイベントを行う
 - ・ 市民活動団体が協力して市民活動を知るイベントを行う
 - ・ 美化デー、おそうじデーなど市民が一斉に参加できる行事を行う
 - ・ 託児・保育や送迎など市民活動に参加できる環境を整える
 - ・ 年齢に合った団体を見つけられる支援をする
 - ・ 趣味を通じたサークルに参加しやすくする
 - ・ 自治会の単位を小さくする
 - ・ 市民全員を何らかの組織に所属させる
 - ・ 単発など負担にならない参加の工夫などを後押しする
 - ・ 会合できる場所を提供する
 - ・ 市民活動しやすい場所を提供する
 - ・ 歩いて行ける距離に市民活動の拠点をつくる
 - ・ 学校の校庭を利用できるようにする
 - ・ 市民活動を財政的に支援する
 - ・ 従業員が市民活動に参加できるように事業者を支援する

- ・ 市外在住の市内就労者を市民活動に取り込める支援をする

● **市民活動（共助）の大切さを啓発するしくみ**

- 例) ・ 自治会運営のガイドラインをつくる
- ・ 自治会加入を促進する
 - ・ 自治会の現状と課題を踏まえて、地域での助け合いのあり方を探る
 - ・ 災害時などに地域の連帯が必要なことを啓発する
 - ・ 防災訓練、見守り、あいさつなどを通じて、隣近所との良好な関係づくりを促進する
 - ・ 他者へのやさしさを育むことを啓発する
 - ・ ハンディキャップのある人を支える取り組みを促進する
 - ・ 外国籍の人を支える取り組みを促進する

● **市民活動を行う団体同士が活動を高め合えるしくみ**

- 例) ・ 活発な自治会の活動を紹介し、他の自治会が参考にできるようにする
- ・ 自治会同士が横のつながりをもつ機会を設ける
 - ・ 行政がつくった地域の委員会等の横の連絡をつける
 - ・ 市民活動を行う団体の連絡会をつくる
 - ・ 自治会等と NPO 等が交流する機会を設ける
 - ・ 地区の組織を見直す
 - ・ 同じ目的の活動を行う団体の統合を図る

6. 今後検討すべきこと

これまでの市民会議では、まだ十分に検討していないことがあります。今後検討すべきと考えられることを、以下に挙げます。

★ 表現・用語

自治基本条例は、市民にとってわかりやすいものであることが重要です。そのためには、以下のような検討が必要です。

- ・ 表現をどう工夫できるか（ですます調にする、対象年齢を定める、ガイドブックを作成するなど）
- ・ どんな用語を使い、どう定義するか（特に「市民」について）

★ 東村山市らしさ

これまで意見出しをした「各主体の役割」や「しくみ」には、他自治体の自治基本条例と共通するものも多く見られます。一方で、東村山市の実情や特徴に合った独自のものを盛り込むための検討が必要です。

★ 自治基本条例の必要性

東村山市に自治基本条例が必要であることが広く市民に伝わるような、わかりやすい説明の仕方について検討が必要です。

★ 具体性の度合い

自治基本条例は、様々なしくみの基本になるルールですので、個々のしくみを整える際の自由度を残すために、詳しく定めすぎないことも重要です。どこまで自治基本条例で定め、どこから個々のしくみに任せるかの検討が必要です。

★ 自治基本条例の運用のチェックと見直し

自治基本条例の運用のチェックと見直しを行うための方法を定めるかどうか、定める場合はどんな内容にするかの検討が必要です。

例えば、『中間報告』のなかで、「各主体の役割」には記述があるものの、対応する「しくみ」が記述されていないものがあります。このように、まだ検討すべきことがあると考えられます。

『中間報告』に対する、市民や市内団体からの意見、自治基本条例市民参画推進審議会からのフィードバックをもとに、さらに検討を重ねますので、検討が必要と考えられることがありましたら、ぜひご指摘ください。